


埼玉県が実施する 不妊治療や不育症に関する相談窓口



【不妊専門相談センター】 専門医による面接相談

専門医に、不妊や不育症に関する検査、治療などの医学的な相談ができます。予約制の面談方式で、料金は無料です。オンライン相談も可能です。

- 対面相談場所
川越市鴨田1981 埼玉医科大学総合医療センター内
- 申込フォーム
<https://forms.gle/iG4DHd9qsGMi4BVF9> 申込フォーム QRコード 
- 電話のお問合せ先
049-228-3732
月～金曜日 15時～16時(祝・休日、年末年始を除く)



【不妊・不育症・妊娠に関する電話相談】 助産師による電話相談

助産師に、妊娠・不妊・不育症に関する電話相談ができます。(一般社団法人埼玉県助産師会への埼玉県委託事業)

- 電話番号 048-799-3613
- 日時 月・金曜日 10時～15時
第1・第3土曜日 11時～15時、16時～19時
(祝・休日、年末年始を除く)

経験者による電話や面接での相談

【不妊症・不育症等ピアサポートセンター「ふわり」】

不妊症や不育症でお悩みの方、流産や死産を経験された方の不安や心配などについて、Zoomによるオンラインの通話相談及び面接相談ができます。料金は無料です。(NPO法人Fineへの埼玉県委託事業)

- 詳細はこちらから
https://www.pref.saitama.lg.jp/a0704/boshi/hunin_huiku_network.html



ふわりホームページ QRコード



妊娠しにくいのかな？

埼玉県ホームページ



”「赤ちゃんがほしい。でも、できない・・・」というあなたへ”をのぞいてみてください。

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0704/boshi/hvoushi.html>

不妊検査？治療って？

草加市

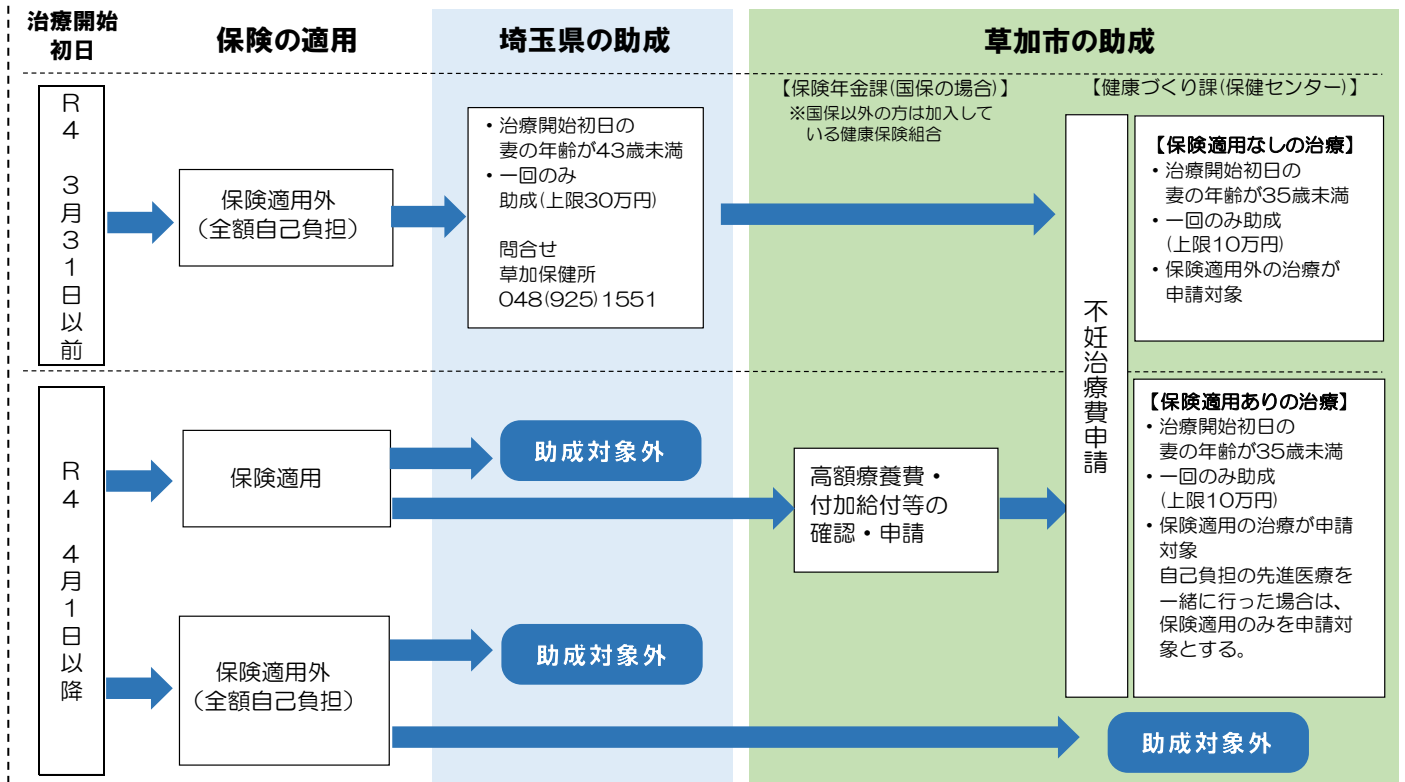
不妊治療費【保険適用外/保険適用】 助成金申請について



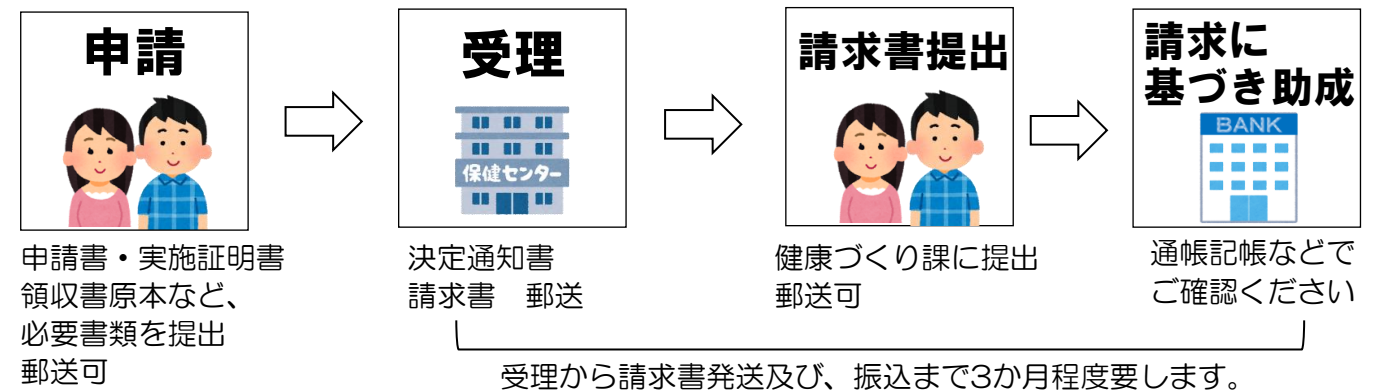
子どもを望む夫婦に対し、1組の夫婦につき1回、不妊治療に係る費用を助成します。

● 対象者 (次の要件を全て満たす夫婦)

- ①申請日において、双方または一方が草加市に住民登録している夫婦 (事実婚関係を含む)
- ②対象となる治療の開始日時点の妻の年齢が **35歳未満** である夫婦



● 申請の流れ



● 申請場所・お問合せ

草加市健康づくり課 電話: 048-922-1156 FAX: 048-922-1516
住所: 〒340-0016 草加市中央1-5-22 保健センター内 *郵送申請も可

保険適用外/保険適用の各申請方法は中面

【保険適用なしの不妊治療の助成】

令和4年3月31日以前に治療を開始し、引き続き4月以降も保険適用なし(自由診療)で受けた特定不妊治療について助成します。

● 対象者 (次の要件を全て満たす夫婦)

- ①申請日において、双方または一方が草加市に住民登録している夫婦 (事実婚関係を含む)
- ②埼玉県不妊治療費助成事業助成金(※)の初回助成の支給決定を受けた夫婦
※ 令和4年3月31日以前に治療を開始された方であっても、埼玉県不妊治療費助成等の支給決定を受けていない方は、草加市早期不妊治療助成金の対象者になりません。
- ③対象となる治療の開始日時点において妻の年齢が、35歳未満である夫婦

※埼玉県不妊治療費助成事業について(経過措置期間後、申請受付終了予定)

令和4年3月31日以前に開始した保険適用なし(自由診療)の特定不妊治療に対する助成制度です。詳細については、埼玉県草加保健所(草加市西町425-2 ☎048-925-1551)へお問合せください。

なお、埼玉県不妊治療費助成事業は、経過措置期間後、申請受付終了となります。対象となる方でまだ申請をされていない方は、速やかに手続きをするか、草加保健所にお問合せください。
令和4年3月31日以前に不妊治療を開始された方であっても、埼玉県不妊治療費助成の支給決定を受けられない場合は、草加市早期不妊治療費助成金の対象者になりません。

● 対象治療

- ①埼玉県不妊治療費助成事業の初回助成の対象となった治療
ただし、次の治療は除く
 - ・以前に凍結した胚を解凍して胚移植を実施したもの
 - ・採卵したが卵が得られないまたは状態の良い卵が得られないため中止したもの
- ②埼玉県不妊治療費助成事業以外の他の助成を埼玉県内で受けていない治療

● 助成額及び助成回数

埼玉県不妊治療費助成事業の助成額を除き、1組の夫婦につき1回限り10万円を上限として助成します。(千円未満は切捨て)

● 必要書類

①の様式は保健センター窓口で配布。草加市のホームページでダウンロードもできます

- ①草加市早期不妊治療費助成金交付申請書
- ②埼玉県不妊治療費助成事業助成金支給決定通知書の写し(県から交付されたもの)
- ③埼玉県不妊治療費助成事業不妊治療実施証明書の写し(県に提出したもの)
- ④領収書原本(申請済印を押しコピー後、返却します)
- ⑤診療明細書原本(医療機関が発行していない場合は不要)
- ⑥夫婦で住民票が別々の方及び事実婚の方のみ、婚姻関係を証明できる書類
例)戸籍謄本(発行から3か月以内のもの)、事実婚に関する申立書など
- ⑦夫婦のどちらかが草加市外に住民票がある方のみ、住所を確認できる公的書類
例)住民票、マイナンバーカード表面の写しなど

● 申請期限

- ①治療終了日が属する年度の末日
- ②埼玉県不妊治療費助成事業助成金支給決定通知書交付日から60日を経過した日

①、②のいずれか遅い日(郵送の場合は消印有効)

【保険適用ありの不妊治療の助成】

令和4年4月1日以降に、保険適用で受けた生殖補助医療について助成します。

● 対象者 (次の要件を全て満たす夫婦)

- ①申請日において、双方または一方が草加市に住民登録している夫婦 (事実婚関係を含む)
- ②保険適用なしの特定不妊治療を受けたことがなく、かつ生殖補助医療を初めて受けた方
- ③対象となる治療の開始日時点においての妻の年齢が、35歳未満である夫婦

● 対象治療

「体外受精治療」又は「顕微授精治療」を含む生殖補助医療及び「精巣内精子採取術」を含む男性不妊治療で、健康保険が適用された治療。

注:保険適用の治療と併せて行った先進医療(保険適用外)は助成対象に含みません。

● 助成額及び助成回数

保険適用で受けた治療費の自己負担額から、健康保険から給付される高額療養費等(※)の金額を差し引いた額について、1組の夫婦につき1回限り10万円を上限として助成します。(千円未満切捨て)

※高額療養費等について

保険適用の医療費が高額になったときは、健康保険から高額療養費が支給されます。事前に「限度額適用認定証」の交付を受け医療機関窓口で提示すると、高額療養費における限度額以上の支払いがなくなり、一時的な経済的負担が軽減されます。そのため、1か月の医療費が高額になることが見込まれる場合は、「限度額適用認定証」をご利用することをお勧めします。取得の方法は加入している健康保険へお問合せください。一方、「限度額適用認定証」なしで受診し、1か月の医療費が高額になった方は、高額療養費の支給の有無を加入している健康保険に確認してください。

また、高額療養費とは別の健康保険組合独自の制度として、付加給付等の制度があります。制度の有無や給付要件は健康保険組合ごとに異なりますので、加入している健康保険組合へお問合せください。(注:草加市国民健康保険、全国健康保険組合は付加給付等の制度はありません。)

● 必要書類

健康保険の手続きが完了したあと、申請時に次の書類を提出してください。
①②の様式は保健センター窓口で配布。草加市のホームページからもダウンロードもできます。

- ①草加市早期不妊治療費助成金交付申請書
- ②草加市早期不妊治療費助成金対象不妊治療実施証明書(医療機関が記入)
- ③領収書原本(申請済印を押しコピー後、返却します)
※加入医療保険宛に高額医療費等の申請のため、原本を提出する必要がある場合は写し可
- ④診療明細書原本(医療機関が発行していない場合は不要)
- ⑤限度額適用認定証又は高額療養費や付加給付等の支払状況がわかる書類
- ⑥夫婦で住民票が別々の方及び事実婚の方のみ、婚姻関係を証明できる書類
例)戸籍謄本(発行から3か月以内のもの)、事実婚に関する申立書など
- ⑦夫婦のどちらかが草加市外に住民票がある方のみ、住所を確認できる公的書類
例)住民票、マイナンバーカード表面の写しなど

● 申請期限

原則、治療終了日の翌日から数えて1年以内

[例]治療期間が令和4年7月1日から令和5年2月20日までの場合
⇒令和6年2月20日[=治療終了日の翌日から数えて1年以内]までに申請する必要があります。]

※高額療養費等の決定が遅れている等の理由で、申請期限に間に合わない場合は、健康づくり課へご連絡ください。